

## 第33回東京都環境審議会総会

平成20年3月28日（金）

都庁第二本庁舎31階特別会議室27

## 午後 3 時 3 2 分開会

○山下課長 それでは、定刻を過ぎましたので、これより第 33 回東京都環境審議会総会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は事務局を務めさせていただきます東京都環境局環境政策課の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。ただいまこの場にご出席いただいている委員の数は 11 名ということでございます。臨時委員の方を含めました当審議会の委員総数は 26 名ということでございますので、まだ過半に達していない状況でございますが、本日ご出席をいただく旨のお知らせをいただいている委員の方に確認したところ、もう既にお近くまでおいでいただいているということもございますので、まずは報告等につきまして始めさせていただくということでご了承いただきたいというふうに存じます。

それでは、まず初めに本日の資料を確認させていただきたいと思えます。お手元配布の資料でございますが、会議の次第でございます。その後に配布の資料といたしまして、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について 答申（案）」でございます。次いで、参考資料として 4 種類でございます。審議会の委員名簿、諮問書、それから諮問の趣旨について、それから当審議会の関係の規程でございます。おそろいでない場合は、お近くの事務局までお申しつけいただければと存じます。

なお、東京都環境局長の吉川でございますが、今、公務の都合によりまして、本審議会の到着が遅れておりますことを申し添えます。

これからの議事につきまして、小早川会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○小早川会長 それでは、ただいまから会議次第に従いまして議事を進めさせていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

初めに、議事の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（答申）」ということでございます。この環境確保条例の改正につきましては、昨年 5 月 31 日に環境審議会に諮問され、条例改正特別部会で検討するよう付議しておりました。

昨年 12 月 21 日には、それまでの審議の内容をまとめた中間のまとめを都に報告をし、

その後、都民意見を募集いたしました。それらの意見も参考にしながら、条例改正特別部会において、更なる審議を進めてまいりました。この条例改正特別部会の部会長は私が務めさせていただいております。そこで、ここからは部会長という立場で、この部会の報告をさせていただきたいと存じます。

ということで、お手元がございますが、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について 答申（案）」をご覧ください。これを使いながら説明を進めたいと存じます。

まず、これまでの審議経過でございますが、資料の最後に「資料」として、「東京都環境審議会における検討経過」が付されておりますので、そちらをご覧ください。

昨年 5 月 31 日、知事より環境審議会に対し、環境確保条例の改正について諮問がされまして、それ以来、この検討を付議された条例改正特別部会を中心に検討を進めてまいりました。また、条例改正特別部会の下に、条例改正特別部会分科会を設置して検討を行いました。現在までに、本日この会議も合わせて計 9 回に及び審議を行っております。

そこで、まず、全体構成についてご説明いたしますので、資料の最初にお戻りいただきまして、目次をご覧ください。

第 1 から第 5 までございます。「第 1 今回の環境確保条例改正に関する諮問及び審議の経緯」ということで、ここでは改正を検討するに至った経緯を示しております。

第 2 の「東京における気候変動対策の意義と条例改正の視点」、それから、第 3 の「今回の条例改正にあたっての基本的考え方」でございます。この 2 つでございますが、環境確保条例を改正するにあたっての視点としまして、東京が気候変動対策に取り組む意義、それから都の気候変動対策における今回の条例改正検討の視点、それからまた、基本的考え方のほうでは、都内の温室効果ガス排出量の動向、そして東京の地域特性を踏まえた制度構築のあり方をそれぞれ示しております。

こうした視点と基本的考え方に立った上で、次の「第 4 新たに規定する事項の内容」としまして、7 つの事項が立てられております。

1 が「地球温暖化対策計画書制度の強化」、これは（温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入）についてを内容としております。2 が「中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設」、3 は「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入」、4 が「建築物環境計画書制度の強化」、5 が「家庭用電気機器等に係る CO<sub>2</sub> 削減対策の強化」、6 が「自動車から排出される CO<sub>2</sub> の削減対策の強化」ということで、(1)

から(5)までございます。7が「小規模燃焼機器におけるCO<sub>2</sub>削減対策の強化」ということでございます。

そして、次の「第5 今後の気候変動対策の展開に向けて」におきましては、都民、NPO、事業者、国や他自治体との連携とか、制度の検証と見直し、さらに今後の展開について示しております。

以上が全体的な構成でございます。

なお、このうち、特に新たに規定する事項の内容についての詳細を事務局からご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小沼副参事 環境政策担当副参事の小沼でございます。小早川先生からの報告に引き続きまして、事務局よりご説明させていただきます。

答申案7ページの「第4 新たに規定する事項の内容」をお開きいただきたいと思います。7つの条例改正事項、こちらにつきまして簡単に内容をご説明差し上げます。

まず、1の「地球温暖化対策計画書制度の強化」でございます。(温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入) ということでございます。

7ページに現行の地球温暖化対策計画書制度の概要を記述してございます。1枚おめくりいただきまして、8ページでございますけれども、現行制度の限界といたしまして、一つは、温室効果ガスの総量削減の達成が必ずしも保証されないこと、そして、現行制度の「自主的取組」という枠組みだけでは、大きな削減を望めないことをお示し申し上げてございます。そして、9ページの1行目でございますが、「削減義務がなく、自主的取組を大前提とする制度」、そちらのほうから「削減を義務付け、総量削減の結果を求める制度」へと制度を発展させることが必要だというふうにしてございます。

9ページの下でございますが、「制度設計の基本的な考え方」といたしまして、「総量削減を確実に達成する仕組み」、1枚おめくりいただきまして、10ページには「取組の優れた事業者が評価される仕組み」、そして「実質的な排出量削減を可能とする排出量取引の仕組み」、そしてエとしまして、「東京の都市の活力を高め、長期的な成長を可能とする仕組み」、この4点を掲げてございます。

「制度強化の方向性」でございますが、まず、「対象事業所」でございます。10ページの一番下のほうに、温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所といたしまして、現行制度の対象を基本とすべきであるというふうにしてございます。

続いて、11ページでございます。11ページの下の方に計画期間について記述してご

ざいます。計画期間につきましては、5年程度の計画期間を設定すべきであるというふうにしてございまして、それと同時に、計画的な省エネ設備投資、こちらのほうの実施が可能となるように、中期的な削減レベルを示すべきだというふうにしてございます。

なお、新制度の施行時期でございしますが、現行制度の計画期間が終了いたします翌年度にあたります2010年度とすべきであるというふうにしてございます。

対象事業所の義務の主なものでございますけれども、削減義務と計画書等の提出・公表義務でございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。削減義務にかかる基準年度・基準排出量、削減義務率の考え方についてお示しをしております。

13ページでは、制度の公平性・公正さへの配慮についての考え方をお示ししております。事業所におけるこれまでの削減実績への配慮、取組が特に優れた事業所への配慮、さらには、業種や事業所ごとの特性への配慮などについて述べてございます。

14ページでございます。削減義務の履行手段といたしまして、自らの事業所での削減対策の実施のほか、それを補完する手段といたしまして、経済合理性の観点から、他の者が実施した削減対策による削減量を取得すること、すなわち排出量取引による義務を履行する仕組みが必要だというふうにしてございます。

また、制度のイメージ図を答申案文の後ろのほうに参考資料1として添付してございます。ただいまご説明しましたことを含めまして、地球温暖化対策計画書の強化について、制度フロー、それからCO<sub>2</sub>排出量の報告フロー、それから右下のほうには削減義務履行のイメージについてお示しをしております。これまで部会等の場でご審議いただいた資料でございます。

それでは、2つ目の制度のほうに戻ります。16ページでございます。

2の「中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設」でございます。都内約70万の中小規模事業所でのCO<sub>2</sub>削減の取組、これも重要でありますことから、すべての中小規模事業所が取り組める省エネ報告書の任意の提出制度を導入するものでございます。

内容といたしましては、簡単にCO<sub>2</sub>排出量を把握し、と同時に、具体的な省エネ対策を実施できる制度とすることが必要だというふうにしてございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入」でございます。

都市機能の更新等大規模な開発に際しまして、現行の地域冷暖房計画制度を再構築し、

地域におけるエネルギーの有効利用を開発の早い段階から検討していただく制度でございます。

制度の強化の内容といたしましては、22 ページ、「基本的な考え方」の中ほどにありますように、(ア)、(イ)、(ウ)というふうにしてございますが、大規模な開発計画の策定過程の早い段階で、開発事業者に対してエネルギーの有効利用等に関する計画の作成を求めると、そして、地域におけるエネルギー供給に関わる様々な主体について、エネルギーの有効利用に関する役割を明確化し、取組を求めると、それから、現行の地域冷暖房計画制度を見直すこと、この3点を示してございます。

この基本的考え方に基づきまして、22 ページから事業者の役割、それから地域冷暖房区域の指定などをお示ししているところでございます。

○山下課長 説明の途中で申し訳ございません。事務局より委員の皆様には報告させていただきます。

本日の会議の出席の件でございますが、ただいまご出席の委員のうち、調査員を除く委員の数は14名で、当審議会総数26名の過半数に達しておりますので、審議会規則に定める定足数を満たしておりますので、この会議は正式に成立したことをご報告申し上げます。

それでは、引き続き説明を続けさせていただきます。

○小沼副参事 続いて27ページをお開きいただきたいと思います。「4 建築物環境計画書整備の強化」でございます。

建築物の環境対策といたしまして、大規模建築物、こちらの新築時に環境負荷低減への取組をしっかりとやっていただくという内容のものでございます。現行の新築建築物等延床面積1万平米超の要件でやってございますが、これを引き下げる。また、マンション環境性能表示制度の拡大。それとともに31ページでございますが、再生可能エネルギーの導入検討義務化。それから省エネルギー性能評価書（仮称）制度の創設。32ページでは、「省エネ性能の最低基準の設定と義務化」について掲げてございます。

33ページ、「5 家庭用電気機器等に係るCO<sub>2</sub>削減対策の強化」でございます。家庭からのCO<sub>2</sub>総排出量を削減するための取組、こちらを本格的に開始することが必要だというふうにしてございます。

34ページに家庭用電気機器の設置にあたりまして、省エネルギー、再生可能エネルギー利用機器を設置する努力義務、それから、これにかかります知事の情報提供努力義務について示してございます。

35 ページ、「自動車から排出されるCO<sub>2</sub>削減対策の強化」でございます。36 ページに現行条例におけます施策の体系、それから、右側にCO<sub>2</sub>削減対策の強化を踏まえた新たな体系をお示ししております。

37 ページでは、「低公害・低燃費な自動車の使用・導入促進」ということで、これまでの低公害の規定、これを低公害かつ低燃費な自動車に改め、使用努力義務、それから一定規模以上の事業者を導入を義務づけるという制度を示してございます。

40 ページでございます。自動車運転者にエコドライブに努める義務の導入。41 ページでは、燃料の面からCO<sub>2</sub>削減としましてバイオガソリンなどの使用努力義務。それから、42 ページでは、自動車環境管理計画書制度の拡充ということで運送事業者を利用します買主、あるいは売主の事業者による取組促進といたしまして、43 ページに自動車利用合理化の努力義務。それから、44 ページに一定規模以上の貨物取扱量があります事業者、こちらのほうに新たな環境管理計画書の作成提出義務の導入を掲げてございます。

47 ページから「小規模燃焼機器におけるCO<sub>2</sub>削減対策の強化」でございます。

現行の低NO<sub>x</sub>燃焼機器の設置努力義務、機器認定制度につきまして、低NO<sub>x</sub>の観点に加え、低CO<sub>2</sub>の観点を加えるものでございます。

以上が今回の条例改正事項7項目の説明になります。以上でございます。

○小早川会長 どうもありがとうございました。それでは、以下また私、会長の立場で進行にあらせていただきますが、それでは、ただいまの条例改正特別部会の報告内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。

○橋委員 内容的には、私あまり専門ではございませんので細かいことはわかりません。といいますか、大筋においては異論ありませんけれども、今、ご説明のなかった49ページの、これから国や他の自治体へどう働きかけるかというところ、これをもうちょっと本当は力強くやっていただきたい。といいますのは、排気ガスその他ですと、東京都だけでやっても、かなり効果が上がると思いますけれども、この問題は地球環境という非常にグローバルな問題ですから、少なくとも国単位で実効を上げていかなきゃいけない。ただ、それを言っていると、どこかが皮切りにやらなきゃいけないということで、今回の東京都ということになっているんだと思いますけれども、国の取組は極めて不十分でありというようなことで期待するものであると、ここだけ読みますと非常に弱い感じがするんですね。これをやるためにもインダストリー、経済界、相当負担を強いるというか、当然のことですけれども、それを、ただ、東京都だけで非常にグローバルな問題を先陣を切ってやると

いうことは大いに評価できますけれども、やはり、ほかの自治体といたしますか、全体としては日本、政府を動かしてというところを、本当にやるんだというところがもうちょっとほしいなという感じがいたします。

○小早川会長 まことにおっしゃるとおりだろうと思いますが、何か事務局ございますか。

○長谷川部長 まさにここでも、今、委員がおっしゃったお話、答申の中でも取り上げられておりますけれども、私ども条例に掲げる事項も含めて、2020年までに25%の総量削減という明確な目標を掲げて、気候変動対策全体として取り組んでいくということを打ち出しておりますので、この条例の事項についても、様々な自治体のほうにもいろんな形でPRするとともに、今まだ国については議論がなされている最中でございますけれども、いただいた答申を着実に実現することで、国や他の自治体にいろんな形で働きかけてまいりたいと、この答申を受けて、ぜひそういうつもりでやってまいりたいというふうに考えております。

○小早川会長 よろしゅうございましょうか。今言われましたように、実際に都はこういう新しい制度をつくって、これが実行できるのだということを示すこと自体が、ほかの国や自治体に対する非常に大きなインパクトになるだろうと思いますし、そのこと自体の持つその意味合いを、制度づくり、そして実施の過程で効果的に伝えていくということ、ぜひお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。森口委員どうぞ。

○森口委員 この内容については、私も改めて申し上げることはございませんが、今、橋委員からもご発言ございましたが、第5の今後の展開に向けてというところで、国との関係ということも非常に重要かと思っておりますし、また、日本を代表する取組をやっていくということの中で、自治体との連携ということも重要かと思っておりますが、ぜひ国外に向けても、こういった非常に優れた取組をしているということを発信して行っていただきたい。そういったことを通じて、また国を動かしていくという部分もあろうかと思っております。イギリスのロンドンなども低炭素都市ということで世界に向けて情報発信をしておられますので、そういったものも参考にしつつ、ぜひ国際的な視野も、温暖化という問題の特性を考えますと非常に重要かと思っておりますので、ぜひ、そういったところについても、今後力を入れていただければなと思っております。

○小早川会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。富田委員、どうぞお願いいたします。



○富田委員 これまでの特別部会で、特に地球温暖化対策計画書制度の強化を中心に、いろいろ意見を申し上げてまいりました。制度をつくる上で配慮すべき点というのは、今回いろいろ定性的にご配慮いただいているというふうに考えております。ポイントは、これを具体的な制度にどういうふうに織り込むかということだと思っておりますので、引き続き、注目していきたいというふうに思っております。

質問ですけれども、最近の新聞報道で、東京都さんが ICAP に入られるということをお聞きしているわけですが、それのご趣旨というのをお聞かせいただければと思います。

○大野部長 お答え申し上げます。ICAP でございますが、これは正式の名称が「国際炭素行動パートナーシップ」というものでございまして、一部報道で「国際炭素行動協定」というふうな訳が出ているところもございまして、「協定」ということではございまして、「パートナーシップ」となっております。

これは知事が3月16日のシンポジウムの中で参加の意向を表明したということでございますけれども、まず、そもそもどういうものかということなんですけれども、これは排出削減義務と、それから、排出量取引の導入を目指す国や地域がともにつくっているものでございまして、将来の目標としては、国際市場をつくっていくという目標もあるんですけれども、実際には専門家のフォーラムでございまして、どんなふうな形で制度をつくっていくのが一番効果的かということで、専門的な見地からの意見交換する、そういうフォーラムでございまして。

この参加資格は、どういう参加資格かということをお申し上げますと、自治体や政府の首長が排出削減義務の導入に向けた意思を明快に示しているということが要件でございまして、そうしますと日本では、現在、日本政府には参加する資格がございまして、東京都しかございません。そういうこともあって東京都が参加しようというふうに考えております。

参加のねらいでございまして、3点ございまして、第1点は、東京が設計している制度というのは、都市のレベルの削減義務としては世界初めてでございますので、そういうものを大いにアピールをしていこうというのが第一のねらいでございまして。同時に、首都東京での取組がここにあるんだということを示すことによって、日本全体の存在感を世界にアピールするということにも貢献できるだろうというふうに考えております。第三には、実際に各国でありますとか、各州で検討が進んでおりますので、そういう中身を学ん

で参考にしていこうということでございます。

以上、3点のねらいをもちまして、今回参加するという方向で準備を進めているものでございます。以上です。

○小早川会長 富田委員、何か？ よろしゅうございますか。

○富田委員 はい。

○小早川会長 末吉委員。

○末吉委員 今の ICAP についてなんですけれども、たしか去年の 10 月に政治声明というポリティカル・ステートメントというのが出て、それにたしか署名するんですよ。あの中身は大変いい中身だと思いますので、むしろ、こういう条例の改正の趣旨なんかにぴったり合っていますし、世界的な連携というような趣旨もたくさん入っておりますので、ぜひ、ああいったようなポリティカル・ステートメントも、正式に入られるときに、都民の方にももっと広めたらいいと思うんですね。そういう意味での対外的なアピール度と同時に、都民に対して、東京都はこういうことで国際協調をやっていきますよというのは、私、非常に意義があると思っております。

○大野部長 国際炭素行動パートナーシップの政治宣言というのがございまして、今、末吉委員ご指摘のように、参加するのにそこに署名をするというふうになっております。これは ICAP のホームページでも公表されておりますけれども、先ほど私が申し上げたような中身について記載をされております。これ以外にも、最近のことで申し上げますと、これも一部新聞で報道されましたけれども、アメリカで先進的に取組を進めておりますカルフォルニア州から、東京都と連携していろいろと情報交換をしていきたいと思いますというようなことも来ておりますので、いろいろな形で連携をしますし、それから一緒になって世界全体の体制の強化に向けて、我々としても取り組んでまいりたいと思っております。

○小早川会長 国内的及び国際的に東京の取組がどういう位置にあるのかということも、これも都民及び様々な方面にきちんと理解を求め、認識してもらうということが大事だというご発言かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。平田委員どうぞ。

○平田委員 私もこの答申案に特段意見を申し上げるということではなくて、こちらはこれで結構だと思うんですけれども、今後に向けてということで意見を簡単に申し上げさせていただきます。

この答申案の中で、要は計画書制度の強化、削減義務に当たるところだったと思うんで

すけれども、同様に、東京都において、ぜひ今後の制度をつくっていく上で力を入れていただきたいのは、この中に計画書制度における中小規模の事業所の制度の創設とか、提出制度の創設とか、それから、建築物の環境計画書の制度の対象を拡大するというので、今まであまりカバーしていなかった対象に、この制度を広げていこうというところがございまして、それなりのしっかりした効果を、こういう新しく対象にしていく分野できちんと上げていくということが、これから大規模だけでなく、重要なポイントに併せてなっていくと思いますので、それなりのカバーをし、任意提出でも、少しでも多くの事業者が提出してもらうような運用をしていただくようお願いしたいと思います。

○小早川会長 ありがとうございます。藤井委員どうぞ。

○藤井委員 いろんな新しい制度が入っていいと思います。これを実行していく上において、例えば、中小企業事業者向けの新しい制度等を進めていくには、どうしても新しいファイナンスが要ると思います。そういう意味で言えば、この点は都が全面的にやる必要もないと思いますが、民間金融機関がファイナンスをつけやすいような仕組みが必要です。例えば都と連携してやっていくような金融機関を推奨していくような制度が考えられます。すでに、環境に配慮したマンション建設については、一部の金融機関が都の環境格付けを踏まえて優遇金利を出したりしています。こうした連携をもっと進めていく。さらに、新銀行東京も 400 億円を新規に資本投下するならば、こういうところ（中小企業の環境配慮事業）に率先して対応していくということが望ましいのではないかと思います。個人的には新銀行東京は、「環境銀行」に衣替えしたほうがいいと思っています。もちろん、すべてを環境融資だけにするわけにはいかないと思いますので、特に中小企業対策の軸については新銀行東京が新しくやっていくことにしてはどうか。同行が、今回の答申を受けてそうした分野に取り組んでいけるように、都全体で考えていただければいいなと思っております。

○長谷川部長 中小企業のファイナンスの問題は非常に大事だと思いますので、その点については、東京都が持っている制度融資、あるいは今、委員からお話のあった民間金融機関のファイナンスと連携した形、こういったものも東京都は 500 億円の地球温暖化の対策基金というものも設立しておりますので、こういったものも十分に活用して、いろんなファイナンスなどの制度をつくったその裏打ちですね、その点については、十分対応してまいりたいと思います。

それから、先ほど平田委員からお話のありました件についても、当然ながら、今回のご

答申いただく内容は、大規模の制度だけではなくて、全体に様々な仕組みを入れていただくというのが非常に大きなポイントだと思いますので、制度に乗せるについてもきちんと動くように、政策的な裏づけも含めてやってまいりたいというふうに思っております。

○小早川会長 末吉委員。

○末吉委員 意見というより、少し私の感想めいたことであるんですけども、こういった今の時宜を得た改定、改正の議論に参加させていただいて、大変私は個人的には感謝しております。改めてこの条例の名前を見ますと、都民の健康と安全を確保するという事になっておるわけでありまして、やはり最大の眼目は都民の健康と安全を守ることであれば、これまでの議論はその準備、入り口だと思うんです。これから5か年なら5か年、さらには10年、20年の、将来にわたってこの延長線上でいろんなことが行われていくわけでありまして、ぜひ、絶えず執行される方々はこの都民の健康と安全をどうやって確保するのかという原点を忘れずにといいとあれですけども、いろいろ議論が沸騰するときも出てくるとは思いますけれども、そのときの原点は、都民の健康と安全をどうやったら確保できるのかということが、私は非常に重要なベースになるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、そういったことを心がけてやっていただければと思います。

その結果として、私は、やはり都民にも今までなかった新たな負担を求めると、これは中身はたくさん入っていると思っておりますけれども、そういったこともございますので、ぜひ都民に対してこの中身、あるいはねらっていること、趣旨、そういったことをよくよく説明をして、理解を得て、強い賛同を得ると、そういったことが非常に重要になるんじゃないかと思っております。その中身がよくわかればわかるほど、多くの都民は、こういった条例を持つ都に対して誇りを持つはずであると思っております。都民であることに対して大きな誇りを持つはずでありますので、ぜひそういったような形で、この条例が活かされていくというようなことになればと強く念じております。

○小早川会長 ありがとうございます。市川委員。

○市川委員 今の末吉委員さんのご発言につなげて、都民の健康と安全を確保する条例ということですので、この条例改正によって得られてくる効果というものを、やはり都民の方が理解できるような形で、丁寧な情報の出し方をさせていただきたいと思っております。そのためには、先ほども出ましたけれども、自治体との連携というのがとても大切になってくるんじゃないかと思っております。都民というのは、まずは一番近いところは各自治体です

ので、そののところで無駄なく、きちんと合理的な連携がとれて、そしてかつ情報のやりとりもうまくいくように願っております。

○小早川会長 ありがとうございます。

いろいろ貴重な将来に向けてのご指摘、ご提言をいただきました。環境確保条例そのものが究極的に何をねらっているのかということをしっかり把握することと、それから、この条例そのものはどちらかという関係者に対する具体的な権利義務にかかわる定めが中心になるのかとは思いますが、そこにはまた、大規模、中小といったような仕切りも出てきますけれども、しかし全体として広く漏れなくそして公平に対策をとっていき、それをもって目標を実現していくということが大事なわけです。そこはこの条例の規定だけではなくて、もう一方で進んでおります環境基本計画の見直しと、それに基づく総合的、包括的な行政の整合的な展開ということでもって進めていくべきものであらうと思います。そのための重要な枠組みが、今回の条例改正であるというふうに考えております。

岸委員、お願いします。

○岸委員 詳細については、私、まだ未消化なところもあるんですけども、2010年のスタートに向けて、あと2年でいろいろ詳細は詰められると思うんですね。この条例改正の意義というのは、これによってすぐに世界の炭酸ガス排出が減ることが確証されているのではなくて、イニシアチブをとって、これがそういう効果を世界的に発揮しないとなかなか意味がないということですので、これでやるという以上、これでそういう効果が出るよう、都として全力で頑張っていたきたい。

以前の会議でも申し上げたんですけども、2010年に向けて東京都の温暖化対応というのが、一般の都民に広報啓発されるときには、ぜひ削減策だけではなくて、適用策とセットの説得的な議論をまとめていただきたい。一昨日あたり言っていたと思うんですけども、利根川大決壊とか、あるいは荒川が大決壊すると、江東三角地域ぐらいまですごい水害が及ぶという検討をされていて、温暖化のマイナスを都民が実感するのは水害とか、ものすごい酷暑の日ですとか、あるいは水不足という形で体験するわけで、我々がこれだけ努力して炭酸ガスを減らしたのに水害は減らないし、酷暑も減らないし、ますます厳しくなるという事態というのは、残念ながら十分予想されるわけですね。これだけ頑張っているのに、そこではなかなかうまく実感できないようなシステムというのは一体何なのか、必ずやそういう疑問等が起きてくるので、そこをつなげる第2、第3の別の文書の検討が必要なんでしょうけれども、ぜひこれを基盤にして、適用策としっかり連携をした広報とい

うのを期待したいと思います。

○小早川会長 ありがとうございます。そこのバランスが大事だろうということだと思います。

それでは、いかがでございましょうか。もしよろしければ、この部会報告であります答申案を総会として了承したいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小早川会長 ありがとうございます。それでは、部会報告につきまして、適当であるご承認いただいたものとさせていただきます。

では、皆様にご承認いただきました内容を本審議会の答申としまして、都知事へ報告をさせていただきますと存じます。

では、ただいまから加藤環境政策部長に答申をお渡ししたいと存じますので、よろしくをお願いします。

〔「答申」の手交〕

○小早川会長 それでは、ここで加藤部長よりご挨拶を頂戴いたします。

○加藤部長 大変申し訳ございませんが、局長の公務が長引いておりますので、私、加藤からお礼のご挨拶をさせていただきますと存じます。

今回の改正について答申をいただきました環境確保条例につきましては、極めて広い分野を対象としたものでございまして、小早川会長をはじめまして、本審議会の先生方全員に条例改正特別部会という形でかかわっていただきました。

昨年、平成 19 年 5 月 31 日に諮問して以来、約 10 か月という短い期間の中で大改正の方向性をとりまとめるため、精力的なご議論をいただいております。そのおかげで大規模 CO<sub>2</sub> 排出事業所に対する削減義務化と排出量取引制度など、都市レベルでは世界初となる制度を条例化する方向が見えてまいりました。また、きょうのご議論の中では、この答申の内容自体に加えまして、これを条例化するにあたりましての非常に大局的なご提言、またきめ細かな配慮に対するご提言をいただきましてまことにありがとうございます。

一昨年 12 月に東京都が策定いたしました「10 年後の東京」に掲げます、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するためには、単に政策を立案するだけではなく、実効性を担保することが重要でございます。この環境確保条例の改正によりまして、制度の強化、創設を定義づけ、実効性を担保することができるものと私どもも受けとめてございます。

今回いただきました答申を受けまして、都としても全力で検討作業を進めまして、機を

逃さないように、平成 20 年度中に必ずや条例改正を実現させてまいりたいと思っております。どうも本当にありがとうございました。

○小早川会長 どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了となります。これ以降につきましては、事務局をお願いいたします。

○山下課長 小早川会長、まことにありがとうございました。また、委員の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第 33 回東京都環境審議会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後 4 時 19 分閉会